**平成２２年（フ）第２２号**
青森県北津軽郡中泊町大字豊島字豊本18番地
債務者　工藤美和子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第３１号**
青森県つがる市木造千代町26番地１
債務者　洋品の加福こと　加福　良治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第３２号**
青森県つがる市木造千代町26番地１
債務者　加福　房枝
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字大谷40番地３
債務者　船水　正仁
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
静岡県浜松市東区西塚町323番地の５　コナビック西塚Ⅰ　１Ａ
債務者　大隅　康由
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地の１18―108
債務者　佐藤　　務
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２２号**
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地４―403
債務者　千葉　慶子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第３２８号**
東京都日野市大字新井842番地新井団地９―505
債務者　宮本真由美（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第３０号**
沖縄県沖縄市字宮里405番地
債務者　古謝　　衡
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第３５号**
沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次1175番地１　Ａ―１
債務者　神谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第３７号**
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目24番13―503号　天住第２マンション
債務者　沖林　光代（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２１年（フ）第１２３号**
島根県浜田市国分町811番地
債務者　仲元　廣子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２２年（フ）第１３号**
島根県浜田市熱田町1153番地１
債務者　河野　享子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第１１０３号**
埼玉県桶川市北２丁目２番21号　ベルメゾン106号、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸1311番地１
破産者　矢作　賢一
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第５７０号**
札幌市北区新川４条13丁目２番１号
破産者　稲垣　一孝
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部